

令和7年度第1回松戸市教育振興審議会

日 時 令和7年5月29日(木) 15:30~

場 所 松戸市役所 議会棟3階 特別委員会室

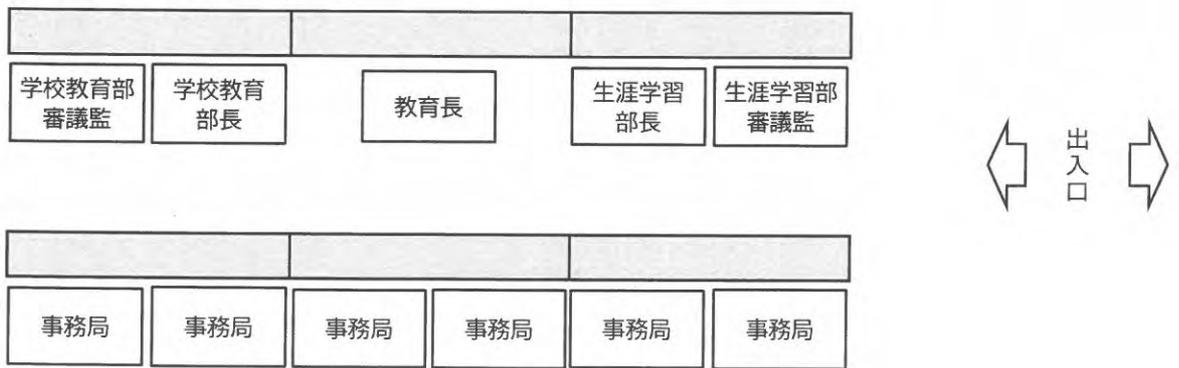
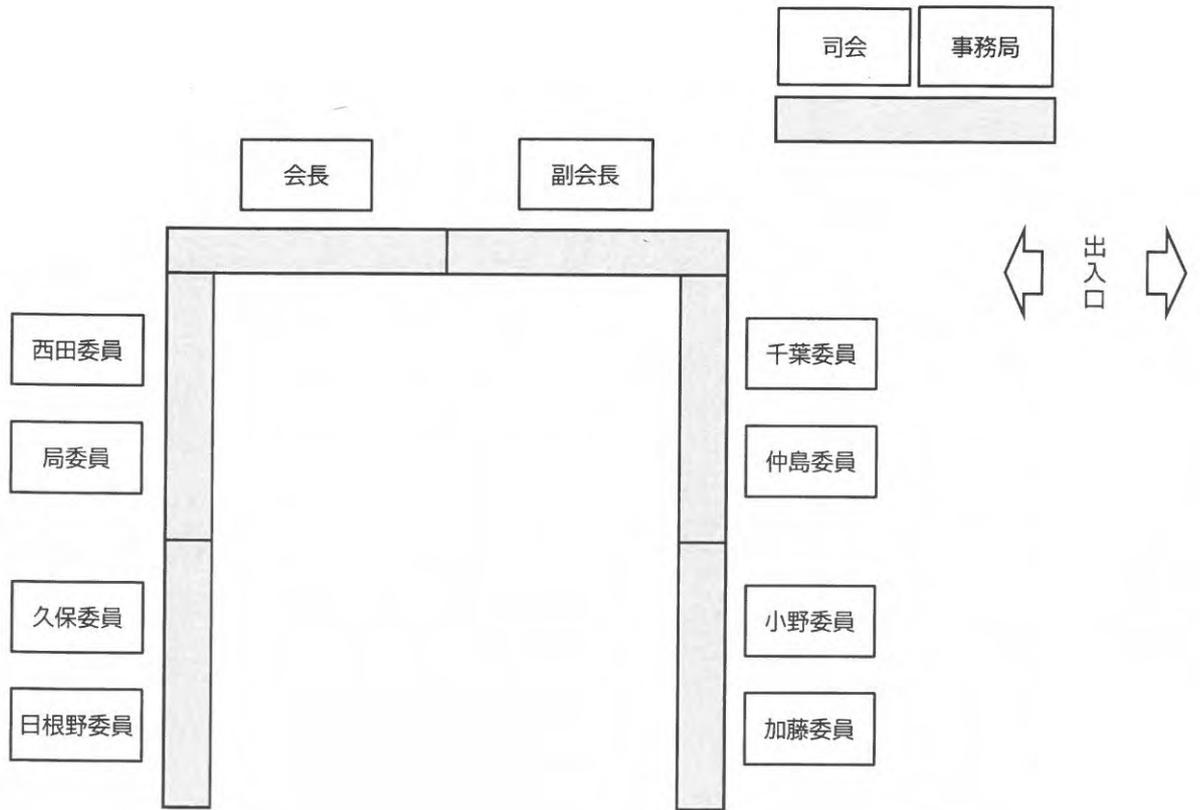
次 第

- 1 委嘱状交付式
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 教育長挨拶
- 2 開会
 - (1) 教育長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 諮問
- 6 議事
 - (1) 「(仮)学びの松戸モデル(松戸市教育振興基本計画・第1期)」骨子案について
- 7 報告
 - (1) 市民からの意見聴取について(市民アンケート調査・子供ワークショップ)
- 8 連絡事項
 - (1) 骨子案への意見について
 - (2) 次回の開催予定について

<配布資料>

- ・ **資料1** 席次表
- ・ **資料2** 委員名簿
- ・ **資料3** 松戸市教育振興審議会条例
- ・ **資料4** 諮問書
- ・ **資料5** (仮)学びの松戸モデル(松戸市教育振興基本計画・第1期)骨子案

令和7年度第1回松戸市教育振興審議会 席次表



傍聴席 (10席)

松戸市教育振興審議会委員名簿

(令和7年5月14日現在)

区 分 (専 門)	氏 名	役 職
1号委員 (学識経験のある者)	日根野 達也	聖徳大学大学院教職研究科 教授 聖徳大学教職実践センター長
	久保 紘子	玉川大学教育学部教育学科 准教授
2号委員 (社会教育の関係者)	局 和美	松戸市音楽協会 会長
3号委員 (学校教育の関係者)	西田 大助	松戸市立中部小学校 校長
	千葉 貴子	松戸市立小金中学校 校長
4号委員 (児童生徒の保護者)	仲島 茜	松戸市PTA連絡協議会
5号委員 (地域における教育の 向上に資する活動を行 なう者)	小野 順子	松戸市社会福祉協議会 理事 松戸市民生委員児童委員協議 会 副会長
6号委員 (その他教育委員会が 必要と認める者)	加藤 裕	司法書士・行政書士・民事信 託士 (松戸市教育委員会の点検・ 評価に関する外部評価者)

任期：令和7年5月14日から令和9年5月13日まで

松戸市教育振興審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会教育関係者
 - (3) 学校教育関係者
 - (4) 児童生徒の保護者
 - (5) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表2(第4条関係)		別表2(第4条関係)	
職名	報酬	職名	報酬
(略)		(略)	
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)	松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)
		松戸市教育振興審議会委員	日額 8,500円

写

松教生政第5号
令和7年5月14日

松戸市教育振興審議会 会長 様

松戸市教育委員会

松戸市教育振興基本計画の策定について（諮問）

このことについて、松戸市教育振興審議会条例（令和7年松戸市条例第11号）
第2条第1号の規定により、別紙理由を添えて諮問します。

《諮問理由》

本市では、予測が極めて難しい、将来の社会変化に対応できる「生きる力」を子どもたちに育み、さらには生涯にわたる市民の主体的な学びを支えることで、すべての市民がよりよい社会生活を送れることを目指しています。そこで、各種の教育関連個別計画をより強く結びつけながら総合的に推進していくための指針として、令和3（2021）年2月に「学びの松戸モデル」を策定し、教育施策を展開してまいりました。

指針策定後、令和5（2023）年度に、国の第4期となる「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）が策定され、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」など、令和4（2022）年度に全面実施された学習指導要領の要素などが盛り込まれ、「明治維新以来150年振りの大規模な教育改革」といわれています。また、千葉県においても、令和7（2025）年3月28日に「第4期千葉県教育振興基本計画」が策定されました。

このような流れを受け、本市においても、国の政策との整合性をさらに図るため、これまで本市の教育行政を推進してきた指針「学びの松戸モデル」と、国の教育振興基本計画などを照合し、指針を踏襲した本市の教育振興基本計画を策定する必要性を感じました。教育行政の推進に当たり、重要なことは今日的な教育課題に対し、常に「変化への対応と基本の徹底」を意識することです。その際に、変化への意識のみにとらわれず、徹底すべき基本とは何かを念頭に置いて事に当たることが大切です。このような視点を持ち、全ての市民が安心安全な教育環境の中で笑顔になれることを願い、本市教育の進むべき方向性を示し教育施策を展開したいとの強い思いがあります。

つきましては、多くの皆様のお力添えをいただきながら、本市の教育行政の推進と教育改革をさらに加速させたいと考えることから、本市の教育振興基本計画の策定について貴審議会に諮問するものです。

なお、審議に当たっては次の事項を基本とし、ご検討くださいますようお願いいたします。

1 計画の位置づけ

- ・ 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定された、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とし

ます。

- ・ 「松戸市総合計画」の教育分野を担う個別計画であり、関連する計画等とも整合性を図るものとします。

2 計画の対象

- ・ 生涯学習（ただし、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は除く。）及び本市が所管する小学校・中学校・高等学校の学校教育を計画の対象範囲とします。

3 計画策定時期

- ・ 令和8（2026）年3月策定を目指します。

(仮)学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）

骨子案

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の対象
- 第4節 計画の期間
- 第5節 計画策定のプロセス
- 第6節 教育に影響のある社会状況の変化と取り組むべき課題
- 第7節 松戸市の教育を取り巻く現状と課題

第2章 計画の体系

- 第1節 松戸の教育の目指す姿
- 第2節 基本理念
- 第3節 基本的な考え方
- 第4節 目標と基本施策
- 第5節 施策

第3章 計画の推進

- 第1節 検証改善サイクル(PDCA サイクル)の実践
- 第2節 新たな教育上の課題への対応

資料編

- 1 学びの松戸モデルに関する重要業績評価指標（KPI）の達成状況と主要施策の推進状況及び学識経験者等からのコメント（R4・R5）
- 2 統計その他
- 3 松戸市教育振興審議会
- 4 市民アンケート調査の結果
- 5 子供ワークショップの結果

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

松戸市教育委員会（以下、「市教委」とする。）においては、予測が極めて難しいこの時代の中で、将来の社会変化に対応できる「生きる力」を子供たちに育み、さらには生涯にわたる市民の主体的な学びを支えることで、全ての市民がよりよい社会生活を送ることができるようにするための指針として、令和2(2020)年度に、「学びの松戸モデル」を策定しました。

指針策定後、国では、令和5(2023)年度に、第4期となる「教育振興基本計画」を策定し、2040年の社会をより良いものとするため、ウェルビーイングの理念を掲げ、その実現に向けて施策を展開しています。また、千葉県でも令和7(2025)年3月に、千葉県教育振興基本計画の第4期を策定しました。これらは、明治の学制発布以来150年来の大きな教育改革と位置付けられている「令和の日本型学校教育」にも資するものであり、不易と流行を意識した大切な計画です。

また、令和4(2022)年度に全面実施された学習指導要領のもと、子供たち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するGIGAスクール構想により、学校での学びも大きく変化しています。

そして、社会教育では、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を活かすことができる生涯学習社会の実現に向けた取り組みの必要性はより一層高まっています。市教委としても、多様な主体と連携・協働しながら、一人ひとりが主体的に学びに向かえるよう取り組む必要があります。

そこで、市教委では、「学びの松戸モデル」の理念を踏襲しつつも、国や県の教育振興基本計画を参酌し、新たに、「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）」（以下、「本計画」とする。）を策定しました。これまでの基本理念である「ことばを育み 人がつながる 学びの松戸」を大切にしながら、「ことば」を通じて、論理的思考力、批判的思考力を育成することで、人が「つながる」ためのより質の高いコミュニケーション能力を身に付け、社会で生活する人々が幸福感を感じられるように教育施策を展開していきます。

(参考：学びの松戸モデル)

第1節 策定の趣旨

現代社会は少子化、超高齢社会、貧困、虐待など、教育と関わりの深い様々な課題を抱えながら、Society5.0、グローバル化、SDGsなどの取り組みにも歩を進めなければならない状況下にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「新しい生活様式」への移行とともに、これまでの当たり前を見直し、新たな教育システムの確立に向けて取り組むことが求められています。

こうした中、社会教育では、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を活かすことができる生涯学習社会の実現に向けた取り組みが必要とされており、多様な主体が連携・協働しながら、一人ひとりが主体的に学びに向かえるよう取り組んでいかなければなりません。また、学校教育では、新学習指導要領の全面実施とともに、これまでの教育実践とICTを組み合わせよりよい学びを目指すGIGAスクール構想の実現に向けた動きが加速しており、学校の学びも大きな環境の変化を迎えています。

松戸市教育委員会（以下、市教委とする。）では、昨今の状況を踏まえ、予測が極めて難しい、将来の社会変化に対応できる「生きる力」を子どもたちに育み、さらには生涯にわたる市民の主体的な学びを支えることで、すべての市民がよりよい社会生活を送ることができるよう、現在進行しているそれぞれの計画や施策を、より強く結びつけながら総合的に推進していくための指針として「学びの松戸モデル（以下、指針とする。）」を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定された、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、本計画は、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議における議論を踏まえ市長が策定した「松戸市教育大綱」を尊重し策定します。さらに、「松戸市総合計画」や「(仮称)松戸文化スポーツ創造のまち推進方針」などの関連計画等と整合性を図っています。

(参考：学びの松戸モデル)

第2節 指針の性格及び他の計画などとの関係

本指針は、すべての市民を対象としています。策定にあたっては、国・県の方向性を参酌するとともに、松戸市教育大綱及び松戸市総合計画をはじめ、教育関連個別計画との整合性を図っています。記載にあたっては、生涯学習の視点に立ち、文化・芸術振興、社会教育、家庭教育支援、スポーツ推進、学校教育、さらには福祉・医療など、他分野との連携を視野に入れていきます。また、各年度の「主要施策」を、本指針に基づき示します。

第3節 計画の対象

本計画は、生涯学習（ただし、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は除く。）及び市教委が所管する小学校・中学校・高等学校の学校教育を計画の対象範囲とします。

(参考：松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例)

(職務権限の特例)

第2条 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化政策の総合調整並びににぎわい創出及び地域コミュニティの活性化に関することに限る。）（文化財の保護に関することを除く。）。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

(参考)「学びの松戸モデル」に期間の明記はありませんが、令和3(2021)年に策定した「2030年に向けた松戸市教育委員会の指針」であるため、令和3(2021)年から令和12(2030)年までとなります。)

第5節 計画策定のプロセス

(文案検討中)

第6節 教育に影響のある社会状況の変化と取り組むべき課題

(1) Society5.0の到来

我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会です。第5期科学技術基本計画 (平成 28(2016)年 1月 22日閣議決定) において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society 5.0 が初めて提唱されました。第5期科学技術基本計画で提示した Society 5.0 の概念を具体化し、現実のものとするために、令和 3(2021)年 3月 26日に閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画では、我が国が目指すべき Society 5.0 の未来社会像を「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ (well-being) を実現できる社会」と表現しています。

(参考：学びの松戸モデル)

(1) Society5.0の到来

人工知能 (AI) やビッグデータの活用、IoT(Internet of Things)など、技術革新は急速に進んでおり、Society5.0 (超スマート社会) の到来が予想されています。産業構造も大きく変化し、現時点では想像もつかない仕事に従事していくことも予想される中、新たな技術を使いこなすだけでなく 変化に柔軟に対応するための資質・能力の育成が求められます。

(2) グローバル化の進展

グローバル化が急速に進んでおり、格差の拡大や貧困、社会の分断、環境問題など地球規模の課題が深刻化しています。首都圏に位置し、外国人市民が増加する本市は多種多様な人々と文化が流入しており、外国語でのコミュニケーションスキルを高め、多様な文化・価値観を理解し、尊重する姿勢を身に付けることが求められます。

本市では、日本人市民と外国人市民がさまざまな価値観を認め合いながら、共に学び、共に働き、共に安心して暮らすことができる「多文化共生社会」の実現を目指していくため、

令和5年2月、「松戸市多文化共生のまち推進指針」を策定し、多文化共生推進への理念や基本方針を示しました。この指針に基づき、行政だけでなく、全ての市民、市民団体、企業等と連携を図りながら、多文化共生推進へ向けて取り組んでいます。

(参考：学びの松戸モデル)

(2) グローバル化の進展

グローバル化が急速に進んでおり、格差の拡大や貧困、社会の分断、環境問題など地球規模の課題が深刻化しています。首都圏に位置し、外国人市民が増加する本市は多種多様な人々と文化が流入しており、外国語でのコミュニケーションスキルを高め、多様な文化・価値観を理解し、尊重する姿勢を身に付けることが求められます。

(3) SDGs（持続可能な開発のための目標）が目指す社会

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。ここに掲げられた17のゴール(目標)の中には、「ゴール4 質の高い教育をみんなに」として、「すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことも含まれています。

本市は、令和4(2022)年3月策定の「松戸市総合計画」において、「多世代がともにいきいきと思いきいに暮らすことができるまち やさシティ、まつど。～つよくしなやかに みんなで松戸の新たな時代を創ろう～」という将来都市像を描き、その展望を実現するために設定した基本目標のうちの一つに、「基本目標6 SDGs（持続可能な開発目標）を推進する社会～人と環境にやさしいまちづくり～」を掲げています。そして、令和4(2022)年5月20日に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定され、「自治体 SDGs モデル事業」について支援を受けながら、推進しています。

(参考：学びの松戸モデル)

(3) SDGs（持続可能な開発のための目標）が目指す社会

「誰一人として取り残さない」という考え方のもと、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できる社会を目指しています。本市も「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」へ参加しており、市教委としても SDGs が目指す社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

(4) 地域共生社会

総務省統計局によれば、令和 6(2024)年 10 月 1 日時点で、我が国の総人口は約 1 億 2,380 万人となっており、平成 26(2014)年 10 月 1 日時点の約 1 億 2,724 万人から約 344 万人の減少、65 歳以上の割合は、令和 6 年 10 月 1 日時点が約 29.3%で、平成 26 年 10 月 1 日時点の約 26.0%から 3.3 ポイント上昇しています。高齢化や人口減少が進み、人と人とのつながりが弱まる中、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である、地域共生社会の実現が重要となっています。

本市では、市内 15 地区が基盤となるように、町会自治会連合会や地区社会福祉協議会の区割りを整備し、各地区ごとに「地域づくり交流会」を開催するなど、地域で支えあう意識を高める取り組みを推進してきました。さらに、制度の狭間に対応できるように、「福祉まるごと相談窓口」を設置するなど、包括的に相談を受け止める体制も整備しています。令和 2(2020)年 4 月には、総合政策部に地域共生課を新設し、連携体制の強化を図り、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

(参考：学びの松戸モデル)

(4) 地域共生社会

高齢化や人口減少が進み、人と人とのつながりが弱まる中、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である、地域共生社会の実現が重要となっています。

(5) 人生 100 年時代

WHO（世界保健機関）の世界保健統計 2024 年版によると、日本の平均寿命は、84.5 歳（男性 81.7 歳、女性 87.2 歳）で世界一長寿の国となっています。また、健康寿命（健康上の問題で日常生活に制限のない期間）については、73.4 歳（男性 71.9 歳、女性 74.8 歳）でシンガポールに次ぎ世界第 2 位となっています。平均寿命が伸び続ける中で、いかに、平均寿命と健康寿命の差を縮めていくかが課題となっていますが、心身ともに健康な国民の育成と、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ることは教育の大切な役割です。

さらに、健康、栄養、医療、教育、テクノロジー、衛生、所得等の他分野における状況の改善により、平均寿命が上昇し、アメリカのカリフォルニア大学、ドイツのマックス・プランク研究所の調査によると、平成 19(2007)年に日本で生まれた子供の半数が 107 歳より長

く生きると推計されています。

100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要です。人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

(参考：学びの松戸モデル)

(5) 人生100年時代

人口が減少する一方で、平均寿命は延伸を続けています。これまでにない長寿社会を迎えるにあたって、ライフステージに応じて豊かな人生を送ることができるよう、誰もが学びたいときに学ぶことができる環境が求められます。

(6) ウェルビーイング

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもので、個人や、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念とされています。

経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康も含めて幸福や生きがいに注目が集まっています。国の第4期教育振興基本計画では、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指しています。その中では、従来どおり自己肯定感や自己実現などの獲得的要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した調和と協調に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていくことが求められています。

(7) DX (デジタルトランスフォーメーション)

DXは「Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション)」の略語で、デジタル技術の活用によって、社会や生活、ビジネスモデルなどをよりよいものに変革することをいいます。

経済産業省の「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」では、DXを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定

義し、近年、企業や行政など、さまざまな組織においてDX化が積極的に進められています。

教育分野においても、データやデジタル技術の活用によって、学校教育の在り方や教育手法の変革を行うことが求められ、文部科学省では、教育DXを

- 1 教育データの意味や定義を揃える「標準化」(ルール)
- 2 基盤的ツール(MEXCBT、EduSurvey)の整備(ツール)
- 3 教育データの分析・利活用の推進や、教育データ利活用にあたり自治体等が留意すべき点の整理(利活用)

の三本柱で進めています。GIGAスクール構想も、そのための施策の一つです。

(8) インクルーシブ

インクルーシブとは包括や包摂という意味で、インクルーシブ社会とは、障害や性別、国籍、人種、年齢などあらゆる多様性を認め、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合いながらともに生活できる共生社会をいい、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会です。

インクルーシブは、先にも述べたとおり、SDGsにおける4つ目の目標としても「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を推進する」ことが掲げられています。

そして、「インクルーシブ教育システム」とは、障害者の権利に関する条約によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えられています。

(9) 令和の日本型学校教育

これまでの我が国の学校教育は、学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」として、諸外国からも高い評価を得てきました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより、学校は、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所としての福祉的な役割も担ってきたことが再認識されました。

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員

の力により成果を挙げる一方で、変化する社会の中で学校の役割が過度に拡大していくとともに、子供たちの多様化、生徒の学習意欲の低下、教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教員不足の深刻化などの課題に直面しています。

こうした多くの課題がある中、「日本型学校教育」の良さを受け継ぎながら更に発展させ、学校における働き方改革と GIGA スクール構想を推進しながら、学習指導要領を着実に実施することが求められており、必要な改革を躊躇なく進めることが求められています。

誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体で SDGs に取り組んでいる中で、ツールとしての ICT を基盤としつつ、「日本型学校教育」を発展させ、「令和の日本型学校教育」として 2020 年代を通じて実現を目指しています。

この「令和の日本型学校教育」において、2020 年代を通じて実現を目指す学校教育の姿が、『全ての子供たちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実』です。これまで、学習指導要領で重視されてきたのが、子供の興味・関心を生かした自主的、主体的な学習が促されるよう工夫する「個に応じた指導」でした。この教師視点から整理された「個に応じた指導」を学習者視点から整理し直した概念が、「個別最適な学び」です。これからの学校においては、子供が「個別最適な学び」を進められるよう、教師が専門職としての知見を活用し、子供の実態に応じて、学習内容の確実な定着を図る観点や、その理解を深め、広げる学習を充実させる観点から、カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るとともに、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められています。そして、この「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要とされています。

(10)こどもまんなか社会

(文案検討中)

第7節 松戸市の教育を取り巻く現状と課題

(1) 総人口・外国人人口

本市の人口は、令和2(2020)年10月1日時点で約49.8万人となっており、堅調に増加し、令和6(2024)年6月に住民基本台帳人口が50万人を突破しました。しかしながら、将来人口推計では2030年以降に減少に転じることが予想されています。年齢3区分別人口では、年少人口(15歳未満)は約5.7万人で、令和7(2025)年で約5.3万人、令和12(2030)年で約5万人と推計され、減少傾向にあります。生産年齢人口(15~64歳)は約31万人で、令和17(2035)年以降に減少に転じることが予想されています。老年人口は(65歳以上)は約13万人で、令和32(2050)年頃まで増加することが予想されています。

また、日本人人口は減少傾向、外国人人口は増加傾向にあり、この傾向は、今後も続くことが予想されています。外国人の年齢階層別人口については、日本人に比べ、年少人口や生産年齢人口の比率が高くなっています。

6(1)-1 松戸市の将来人口推計(人口問題研究所)



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」より

6(1)-2 日本人・外国人別の松戸市人口の推移



住民基本台帳より（各年 12 月 31 日）

(2) 子供の人口

公立・私立を含む小中学校の児童生徒数は、令和 5(2023)年 5 月 1 日時点で約 3.5 万人となっており、近年ではほぼ横ばいの状況ですが、出生数が平成 27 年度には 3,975 人だったものが、令和 6(2024)年には 2,911 人と減少を続けていることから、今後は児童生徒数も減少傾向になることも想定されます。さらに、市立小中学校の児童生徒数を学区ごとにみると、地域別人口動態の影響から、増える学区、減る学区があり、それに伴う教育環境の整備は課題となっています。今後は、まちづくりの動向も含め人口動態を把握し、新たな環境に適合した教育環境の整備も課題となっています。

なお、これから学齢期を迎える 0 歳から 5 歳までの本市の人口は、令和 7(2023)年 3 月 31 日時点で約 1.9 万人、5 年前と比較すると 3 千人以上減少しており、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

(参考：学びの松戸モデル)

(1) 総人口・子どもの人口

本市の人口は堅調に増加しているものの、今後の年齢階層別の人口数の動向では、年少人口・生産年齢人口の減少、老年人口の増加も想定されます。また、外国人市民は増加傾向にあり、今後もさらなる増加が想定されています。

小中学校の児童生徒数は近年では、ほぼ横ばいの状況ですが、今後は減少傾向になることも想定されます。児童生徒数を学区ごとにみると、増える学区、減る学区があり、それに伴う教育環境の整備は課題となっています。

6(2)-1 年間出生数・死亡数の推移



6(2)-2 0-5歳人口の推移



住民基本台帳より（各年12月31日）

6(2)-3 市内小学生児童数の推移



各年5月1日

6(2)-4 市内中学生生徒数の推移



各年5月1日

6(2)-5 市内小学校別児童数



各年5月1日現在

6(2)-6 市内中学校別生徒数



各年5月1日現在

(3) 家族類型

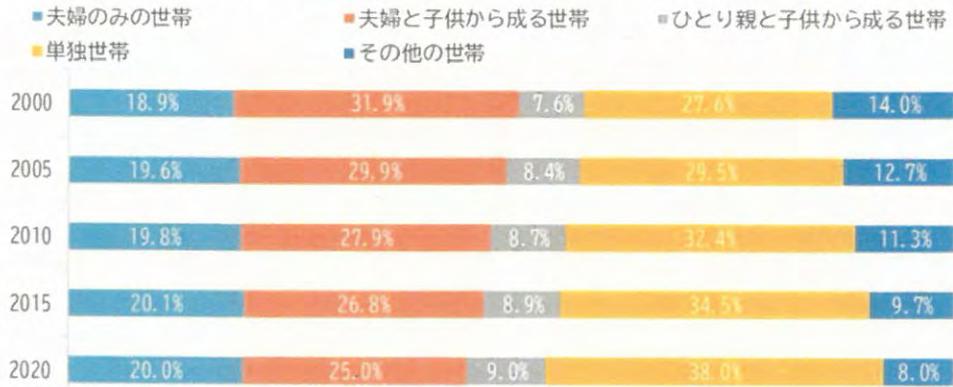
1980年代以降、非婚化・晩婚化などを要因として少子化が進んでいます。

全国的には、単独世帯の割合が20年で10ポイント以上増加しており、全体に占める割合の中で一番多くなっています。また、夫婦と子供から成る世帯の割合が減少し、ひとり親と子供から成る世帯の割合が増加傾向にあります。

千葉県や本市においても、概ね全国と同様の傾向ですが、本市においては、特に単独世帯の割合が多くなっています。また、子供のいる世帯の割合は、全国と比べて多くなっています。

6(3)-1 一般世帯の家族類型別割合の推移

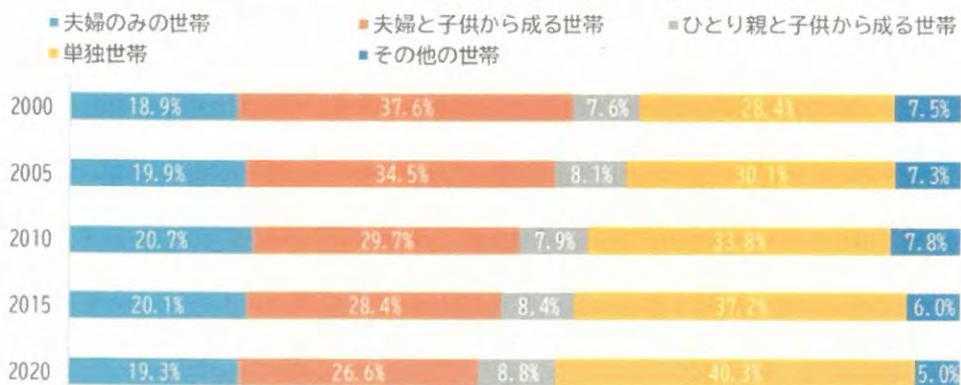
【全国】一般世帯の家族類型別割合の推移



【千葉県】一般世帯の家族類型別割合の推移



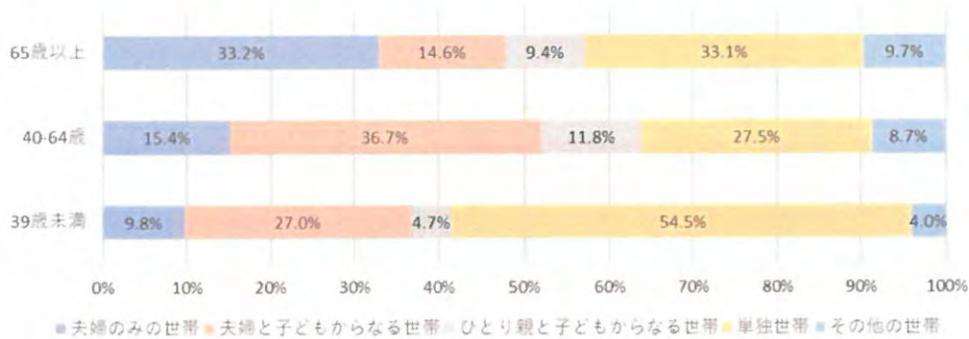
【松戸市】一般世帯の家族類型別割合の推移



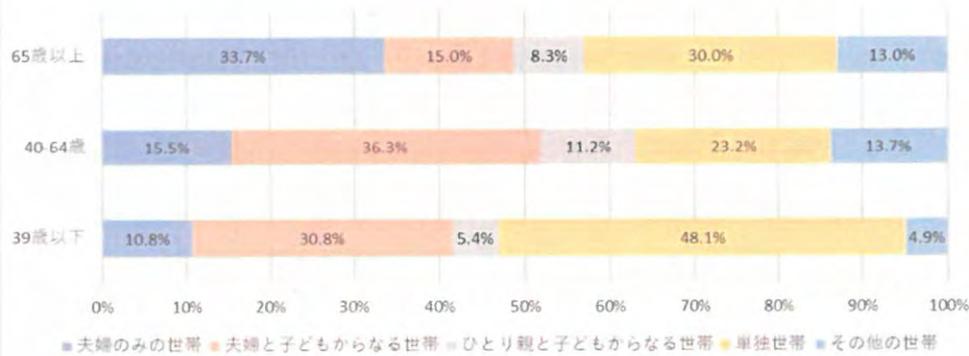
総務省「国勢調査」から作成

6(3)-2 世帯主年代別家族類型別割合

【全国】世帯主年代別家族類型別割合（2020年国勢調査）



【全国】世帯主年代別家族類型割合（2010年国勢調査）



総務省「国勢調査」から作成

(4) 文化歴史、生涯学習

3 万年の文化歴史資源を抱える本市では、地域の貴重な文化財の滅失・散逸や伝統芸能、祭りなどの担い手不足が問題となっており、文化財に対する子供たちの興味・関心を高め、認知を広げ、次世代につなげていくことが求められています。

生涯学習としては、子供から大人まで幅広い世代が、講座や教室などをきっかけとして様々な学びや交流を行うとともに、市民の主体的な社会教育活動やスポーツ活動も行われています。こうした学びが個人の成長とともに、仲間づくりにつながり、自発的な活動として地域に活かされていくような、学びと活動の好循環を生み出すことが今後も求められています。特に、近年では、地域コミュニティの変化や子供を取り巻く環境の変化、価値観の多様化を背景に、子供・若者たちが居場所を持つことが厳しくなっています。安全・安心に過ごすことができる居場所があることは、子供・若者の自己肯定感・自己効力感などを高め、将来にわたって幸せに生活していく基盤をつくることにつながることから、学校や家庭以外の、一人でくつろいだり、交流したり、学習したり、自由に利用できる居場所を充実させていく必要があります。

(参考：学びの松戸モデル)

(2) 文化歴史、生涯学習

3 万年の文化歴史資源を抱える本市では、地域の貴重な文化財の滅失・散逸や伝統芸能、祭りなどの担い手不足が問題となっており、文化財に対する子どもたちの興味・関心を高め、認知を広げ、次世代につなげていくことが求められています。

生涯学習としては、子どもから大人まで幅広い世代が、講座や教室などをきっかけとして様々な学びや交流を行うとともに、市民の主体的な社会教育活動やスポーツ活動も行われています。こうした学びが個人の成長とともに、仲間づくりにつながり、自発的な活動として地域に活かされていくような、学びと活動の好循環を生み出すことが今後も求められています。特に子どもたちには、学校、家庭以外の、一人でくつろいだり、交流したり、学習したり、自由に利用できる居場所を充実させていく必要があります。

6(4)-1 国指定文化財

国 指定文化財 全7件

令和7年4月1日現在

種 別	名 称	指定日	所在の場所	画 像
重要文化財	木造金剛力士立像	S25. 8. 29	萬満寺	
重要文化財	大学三郎御書 (日蓮筆)	S43. 4. 25	本土寺	
重要文化財	諸人御返事 (日蓮筆)	S43. 4. 25	本土寺	
重要文化財	梵鐘 (建治四年在銘)	S52. 6. 11	本土寺	
重要文化財	千葉県幸田貝塚 出土品	H 6. 6. 28	松戸市立博物館	
重要文化財	旧徳川家 松戸戸定邸	H18. 7. 5	戸定が丘歴史公園	
名 勝	旧徳川昭武庭園 (戸定邸庭園)	H27. 3. 10	戸定が丘歴史公園	

県 指定文化財 天然記念物：浅間神社の極相林、無形民俗文化財：松戸の万作踊り 他全5件

市 指定文化財 史跡：本土寺・幸田貝塚・豊前氏古文書、無形民俗文化財：松戸の獅子舞
有形文化財：徳川昭武関係資料・豊臣秀吉の制札・柳原水閘 他全48件

国 登録文化財 有形文化財：旧齋藤邸住宅主屋・千葉県水道局栗山配水塔 全2件

(5) 子供たちを取り巻く諸課題への対応

子供たちが抱える課題は複雑化しており、児童虐待、子供の貧困、不登校、障害者や外国人・性的マイノリティなどへの差別・偏見、いじめ・暴力などの人権侵害、さらには、情報化の進展に伴う、インターネットなどに関する問題も生じています。また、発達障害を含む障害、日本語能力など、様々な生活上の困難も存在します。誰一人取り残すことのない教育を実現するため、学校、家庭、地域をはじめ、様々な関係機関や団体などの多様な主体が連携・協働し、社会全体で子供を育むことが求められています。

(参考：学びの松戸モデル)

(3) 子どもたちを取り巻く諸課題への対応

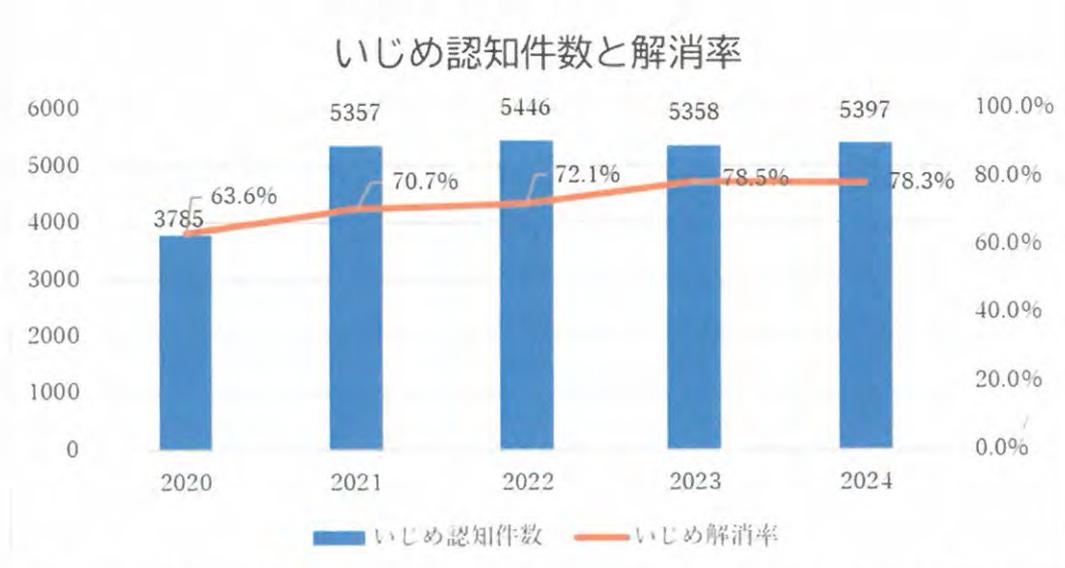
子どもたちが抱える課題は複雑化しており、児童虐待、子どもの貧困、不登校、障害者や外国人・性的マイノリティなどへの差別・偏見、いじめ・暴力などの人権侵害、さらには、情報化の進展に伴う、インターネットなどに関する問題も生じています。また、発達障害を含む障害、日本語能力など、様々な生活上の困難も存在します。誰一人取り残すことのない教育を実現するため、学校、家庭、地域をはじめ、様々な関係機関や団体などの多様な主体が連携・協働し、社会全体で子どもを育むことが求められています。

6(5)-1 不登校児童生徒数の推移

不登校児童生徒数の推移



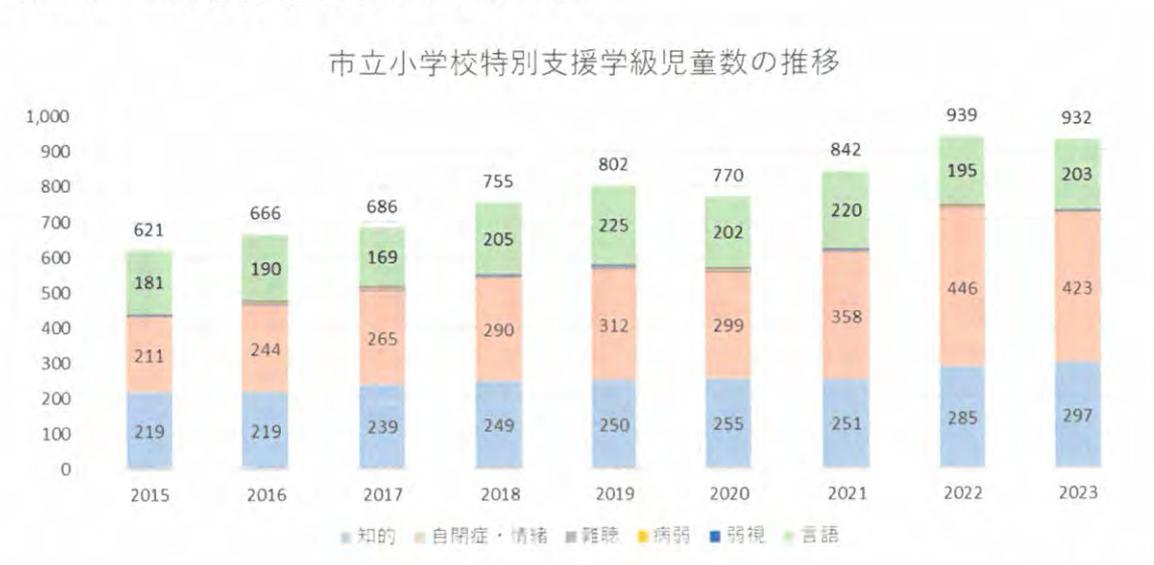
6(5)-2 いじめ認知件数と解消率



・2020年～2024年までの各年度のいじめの解消率は、4月～12月までに解消されたいじめの件数を4月～3月までに認知したいじめの件数で割って算出している（※）。

※いじめの防止等のための基本的な方針の改定（平成29年3月14日）により、いじめが「解消している」状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していることとなっており、各年度1月～3月に認知されたいじめについては、年度内に解消の判断ができないため。

6(5)-3 市立小学校特別支援学級児童数の推移



各年5月1日

6(5)-4 市立中学校特別支援学級生徒数の推移



各年5月1日

(6) 教育の質の維持・向上を担う人材の確保・育成

学校教育では、ベテラン教職員の大量退職期であることに伴い、教員の年齢構成が変わってきています。小学校では、50歳以上のベテラン教諭（特に男性）が少なくなっており、中学校では、29歳以下の若手教諭の構成比が高くなっています。このことから、今後の本市の教育を支えていく若い世代の教職員の育成が課題となっています。また、教員志願者の減少に伴う教員不足が続いていることから、教員の確保とともに、働き方改革が急務となっています。

なお、教職員の配置は、千葉県教育委員会により行われていますが、本市では、特色ある学校づくりに必要な人材を派遣することにより、学校の経営力向上を図り、各学校の自律的経営向上を目指した創意工夫を支援しています。

また、社会教育では、学芸員や図書館司書などの専門性の高い有資格職員の確保が課題となっています。

(参考：学びの松戸モデル)

(4) 教育の質の維持・向上を担う人材の確保・育成

社会教育では、学芸員や図書館司書などの専門性の高い有資格職員の確保が課題となっており、学校教育では、ベテラン教職員の大量退職期に伴い、今後の本市の教育を支えていく若い世代の教職員の育成が課題となっています。

(7) 教育関連施設の老朽化などへの対応

市内各地域に点在する様々な文化・社会教育施設は、多くが使用開始から40年以上経過しており、耐震化や老朽化への対応は重要な課題です。また、多様な市民ニーズに応えていくためにも、ICT環境の整備やインクルーシブな観点からの施設整備を行う必要があります。

学校施設は、昭和40～50年代半ばにその多くが建設されており、耐震化は完了しているものの、老朽化への対応は依然として課題となっています。学校施設の長寿命化再整備を計画的に進めるとともに、本計画に掲げる理念に則り、子供の学びを充実させるための学習環境づくり、地域利用・公共施設との複合化や、まちづくりのタイミングにあわせた学校づくりなど、様々な課題を整理しながら、研究を進めていく必要があります。

(参考：学びの松戸モデル)

(5) 教育関連施設の老朽化などへの対応

市内各地域に点在する様々な文化・社会教育施設、スポーツ施設は、多くが使用開始から30年以上経過しており、耐震化や老朽化への対応は重要な課題です。また、多様な市民ニーズに応えていくためにも、ICT環境の整備やインクルーシブな観点からの施設整備を行う必要があります。

学校施設は、昭和40～50年代半ばにその多くが建設されており、耐震化は完了しているものの、老朽化への対応は依然として課題となっています。学校施設の長寿命化再整備を計画的に進めるとともに、学校施設の複合化・多機能化の研究を進めていく必要があります。

6(7)-1 学校施設 建設年別施設数・延床面積

	小学校						中学校					
	校舎		体育館		プール	校舎		体育館		格技場		プール
	校数	面積	校数	面積		校数	面積	校数	面積	校数	面積	
60年以上	6	36,260			3	2	13,137					
50-59年	29	172,723	30	18,141	26	7	46,380	2	1,448			6
40-49年	8	41,285	11	7,455	12	10	64,411	10	12,502	6	2,142	9
30-39年	1	5,618	1	970	3	1	6,201	4	5,471	14	5,040	4
20-29年								4	5,816			
20年未満	1	8,912	2	1,892	1							
計	45	264,798	44	28,458	45	20	130,129	20	25,237	20	7,182	19

	市立松戸高校					
	校舎		体育館		格技場	
	校数	面積	校数	面積	校数	面積
60年以上						
50-59年						
40-49年	1	6,185	1	1,292	1	360
30-39年						
20-29年						
20年未満						
計	1	6,185	1	1,292	1	360

6(7)-2 社会教育施設等 建設年別施設数・延床面積

	公民館等		文化会館等		図書館		博物館等		計	
	館数	面積	館数	面積	館数	面積	館数	面積	館数	面積
60年以上			1	5,556.87			1	725.00	2	6,281.87
50-59年	2	3,003.00	1	1,928.89	3	2,232.48			6	7,164.37
40-49年	1	538.24	1	895.24	11	1,419.31	1	153.00	14	3,005.79
30-39年	1	403.80	1	29,989.73	3	286.60	2	5,935.73	7	36,615.86
20-29年					1	183.53			1	183.53
20年未満					2	1,038.67			2	1,038.67
計	4	3,945.04	4	38,370.73	20	5,160.59	4	6,813.73	32	54,290.09

(8) 自然災害や感染症など、非常事態への対応

近年、激甚な自然災害が多発しており、本市も無縁ではありません。特に、新型コロナウイルス感染症は、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態をもたらしました。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識する機会となりました。本市においては、こうした状況を踏まえ、令和4年度までに、全市立小・中学校で、業務継続計画（BCP）を策定しました。今後は、この計画を速やかに移行できる体制が課題になってきます。また、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。これからの教育をさらによいものとしていくため、このような観点からも、教育DXは、速やかに進展させていく必要があります。

(参考：学びの松戸モデル)

(6) 自然災害や感染症など、非常事態への対応

近年、激甚な自然災害が多発しており、本市も無縁ではありません。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大は、非常事態にいかに関心を継続させるかという課題を改めて浮き彫りにしました。こうした中、新しい学び方の取り組みとして、遠隔学習など、非対面型のコミュニケーションが進んでいます。こうした動きを今後も進めながら、対面と非対面のよさを組み合わせた、より効果的な学びが求められています。

第2章 計画の体系

第1節 松戸の教育の目指す姿

本市が教育を通じて目指す市民の姿・子供の姿を、以下に示します。

<市民の姿>

- 自立：主体的に行動し、人生を切り拓く
- 誇り：松戸ならではの価値や魅力を考え、次代へ継承、他者へ発信する
- つながり：互いに認め合い、助け合いながら、地域づくりに取り組む

<子供の姿>

-
-
-

今後検討

(審議会での議論、市民アンケート結果、子供ワークショップの結果などを踏まえて、次回、検討案を提示します。)

(参考：学びの松戸モデル)

第2節 期待する姿

基本理念の実現に向け、学びを通じて、市民に期待する姿を示します。

自立

主体的に行動し、人生を切り拓く

市民一人ひとりが、自身の存在の確立と利他の心を意識しながら、これからの時代の変化に対しても主体的に行動し、自らの人生を豊かにするとともに、地域のよりよい未来をつくる姿と捉えています。

誇り

松戸ならではの価値や魅力を考え、次代へ継承、他者へ発信する

市民一人ひとりが、本市特有の歴史・文化を知り、次代へ引き継ぐだけでなく、多様性に配慮した、これからの地域社会を構築していく中で築かれる、新しい松戸の価値や魅力を内外に発信し、地域のさらなる発展に貢献していく姿と捉えています。

つながり

互いに認め合い、助け合いながら、地域づくりに取り組む

市民一人ひとりが、日々の暮らしの中で多様な考え方や選択を認め合いながら、誰もが役割を担い、人だけでなく、施設、関係機関、団体など、多様なつながりの中で、人を育み、地域を豊かにしていく姿と捉えています。

第2節 基本理念

「学びの松戸モデル」を通して掲げていた基本理念を踏襲し、以下の通り、本計画の基本理念を示します。

●ことばを育み 人がつながる 学びの松戸 ～文化と教養のまちづくり～

基本理念の大きな柱を、「ことば」と「つながり」の2つの概念としています。

「ことば」はヒト科のヒトだけが身に付けた能力であり、ヒトは「ことば」を交わすことにより、仲間をつくり、コミュニティをつくり、文化を発展させてきました。「ことば」は人間社会の礎といえます。その「ことば」から、文字が生まれました。文字は、それまで直接会うことでしか生まれなかった「つながり」の質を変えました。距離を超え、時間を超えて、直接会うことのできない人と「つながり」を生み出すことができるようになったのです。

多様性が進み、一層コミュニケーションの必要性が高まる中で、ICTの急速な進化などの影響として、「ことば」や「つながり」の意味合いが大きく変わってきています。

これからの正解の見えにくい時代においては、「ことば」が人と人との「つながり」の中で根本の要素であることを改めて認識し、これまで以上に異なる価値観や考え方を認め合いながら、文化を育み、教養を高めるまちを形づくっていく必要があります。

(参考：学びの松戸モデル)

第1節 基本理念

ことばを育み 人がつながる 学びの松戸 ～文化と教養のまちづくり～

基本理念の大きな柱を、「ことば」と「つながり」の2つの概念としています。

「ことば」はヒト科のヒトだけが身に付けた能力であり、ヒトは「ことば」を交わすことにより、仲間をつくり、コミュニティをつくり、文化を発展させてきました。「ことば」は人間社会の礎といえます。その「ことば」から、文字が生まれました。文字は、それまで直接会うことでしか生まれなかった「つながり」の質を変えました。距離を超え、時間を超えて、直接会うことのできない人と「つながり」を生み出すことができるようになったのです。

多様性が進み、一層コミュニケーションの必要性が高まる中で、ICTの急速な進化などの影響として、「ことば」や「つながり」の意味合いが大きく変わってきています。

これからの正解の見えにくい時代においては、「ことば」が人と人との「つながり」の中で根本の要素であることを改めて認識し、これまで以上に異なる価値観や考え方を認め合いながら、文化を育み、教養を高めるまちを形づくっていく必要があります。

以上の考えをもとに、「ことばを育み 人がつながる 学びの松戸～文化と教養のまちづくり～」を、2030年に向けた本市の教育における基本理念とします。

第3節 基本的な考え方

社会が急速に変化し多様性が求められる今、社会の変化に対応する方法を身に付けることは必要です。変化への対応に目を向ける一方で、道徳心や倫理観を持ち、思いやりの心を持って良好な人間関係を構築することは生きる基本であり、他者との「対話」を大切にしながら、納得解・最適解を見つけていくことが重要です。

市教委では、本計画の基本理念「ことばを育み 人がつながる 学びの松戸～文化と教養のまちづくり～」のもと、「つながり」を意識した社会行動がとれる人材を育てる教育を進めていきます。そして、教育のためのよりよい環境を整え、全ての人々が「ウェルビーイング」を感じ、「笑顔」になれることを目指して実施する基本施策及び施策を、以下に示します。

「過去」の先人たちにより積み上げてきた様々な取り組みを引き継ぎ、「今」の積み重ねにより「未来」を創造する営みである教育の実現のために最も大切なことは、「変化への対応と基本の徹底」です。

「徹底すべき基本」として、最も重要なことは、「安全安心」です。子供たちが健康で楽しく日常生活や学校生活が送れること、子供も大人も皆が夢を語り、目標を持って社会生活が営めることです。全ての人々が、笑顔を絶やさず、人生が豊かであると感じてほしいと心から願います。

また、「道徳心や倫理観を持ち、思いやりの心を持って良好な人間関係を構築することが、人が生きる基本である」との考えに異を唱える方はいないと思います。互いが助け合い、豊かな社会を築くためにも、全ての人々が共に学べる環境を整えることこそ、市教委の「徹底すべき基本」としての役割と考えます。

このような基本をまずは徹底したうえで、社会環境や本市教育に関わる人の考え方、子供たちの思い、時代の潮流など、さまざまな状況の「変化にいかに対応すべきか」を考える必要があります。このような基本的な考え方のもと、本計画の施策は立案されています。

第4節 目標と基本施策

目標1 学ぶ意欲の育成と確かな学力の向上

- 基本施策1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、「主体的・対話的で深い学び」の実現
- 基本施策2 言語活用能力の育成
- 基本施策3 市立高校教育の推進
- 基本施策4 キャリア教育・職業教育の充実
- 基本施策5 幼児教育と小学校教育、学校段階間の接続の円滑化
- 基本施策6 探究的な学びの推進
- 基本施策7 今日的な教育課題に対応する教育の推進

目標2 豊かな心の育成

- 基本施策8 子供の権利利益の擁護
- 基本施策9 道徳教育・人権教育の充実
- 基本施策10 いじめ防止対策の推進
- 基本施策11 体験活動・交流活動の充実
- 基本施策12 読書活動の充実

目標3 健やかな体の育成

- 基本施策13 学校保健の充実、「食育」の推進
- 基本施策14 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

目標4 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

- 基本施策15 特別支援教育の推進
- 基本施策16 不登校児童生徒への対応
- 基本施策17 虐待など不適切な養育から子供を守る取組の充実・強化
- 基本施策18 ヤングケアラー、子供の貧困などへの対応
- 基本施策19 夜間中学の教育的支援と教育活動の充実
- 基本施策20 多文化理解と帰国・外国人児童生徒への支援の充実
- 基本施策21 教育的支援が必要な子供への対応と相談体制の強化
- 基本施策22 青少年の健全育成

目標5 家庭・学校・地域の連携と協働の推進

- 基本施策23 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進
- 基本施策24 家庭教育支援の充実
- 基本施策25 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

目標6 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

- 基本施策26 リカレント教育の推進、大学や民間事業者との連携
- 基本施策27 生涯学習推進体制の整備・充実
- 基本施策28 生涯を通じての学びの推進
- 基本施策29 文化芸術にふれ親しむ機会の充実
- 基本施策30 図書館機能を活用した学習活動の充実、博物館、戸定歴史館の活用を通じた学習活動の推進、公民館の活用の推進
- 基本施策31 地域の担い手となる人材の発掘・育成市民の参加・協働による学習成果の活用

目標7 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- 基本施策32 児童生徒の情報活用能力の向上
- 基本施策33 教職員のICT活用指導力の向上
- 基本施策34 校務DXの推進
- 基本施策35 教育データ分析・利活用

